

議題2：第3期千葉市国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプランについて

1、第3期千葉市国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプランの骨子

・H30 国民健康保険事業の広域化

財政運営の責任主体となる県が策定する千葉県国民健康保険運営方針（H30～35）を踏まえて、市町村は国保事務の実施に努めなければならない。

→財政運営に係る基本的な考え方

「決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入額」及び「繰上充用金」の解消または削減すべき対象となる。

- ・平成28年度以前の累積赤字については、平成30年度に計画を策定し、原則として本方針の対象期間（H30～35）内での解消に取り組む。
- ・市町村は、決算補填等を目的とした法定外繰入について、その必要性や額の妥当性等を改めて整理・検討した上で、住民の理解を得ながら、計画的な解消・削減に努める。

第3期千葉市国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプランの基本的な考え方

- (1) 累積赤字の計画的な解消
 - (2) 決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入額の計画的な削減
- 上記を基本として、「歳入確保」・「歳出抑制」の具体的な取組みを推進

第2期 千葉市国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン

- ・実質収支比率を政令市平均程度まで引き上げ
- ・規模の妥当性に配慮した一般会計の繰入

2、第3期千葉市国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプランにおける具体的な取組項目

<歳入の確保>

第2期計画 (H27～H29)		第2期の進捗・効果	第3期の方向性	第3期計画 (H30～)	
適正な賦課及び収納率の向上					
歳出の増加に見合った保険料の改定					
歳出の増加に見合った保険料の改定	告示方式により、毎年度保険料を改定	○	→	引き続き、告示方式により、毎年度保険料を改定	
保険料の収納率向上に向けた取組みの強化					
滞納整理の徹底（目標収納率の達成）	収納率を向上させるため、困難案件の徴収を債権管理課に集約する他、区に特別徴収嘱託員に替え納付相談員を配置し生活実態に応じたよりきめ細かな対応を図った。	○	↗	第2期に実施した取組みを検証し、充実させるとともに、収納率向上のための新たな取組みも検討し、更なる収納率の向上を目指す。	
口座振替等の促進	口座振替を原則とする旨規則を改正し、口座振替勧奨を実施。インターネットサービスを活用したWEB口座振替受付サービスを導入し、口座振替を促進した。	○	↗	口座振替勧奨を引き続き実施し、口座振替率向上のための取組等を検討し、実施していく。	
マルチペイメントを活用した納付方法の促進	インターネットやモバイルバンキングなど、便利な納付方法についての周知を強化し、納付内納付を促進	○	→	引き続き、周知の強化に努め、納期内納付を促進する。	
初期滞納者に対する迅速な働きかけ	初期滞納者に対して、市税等納付推進センター等による電話催告を実施するなど、迅速な働きかけを行った。	○	↗	市税等納付推進センターや納付相談員の活用により、初期滞納者への電話催告のほか、きめ細かな納付相談等を行っていく。	
低所得層への対応	低所得世帯の保険料軽減等のため、未申告者に対する申告勧奨の強化として、当初賦課前の確定申告時に申告勧奨文を発送し、適正な賦課に努めた。	◎	↗	申告勧奨により低所得者が納めやすい保険料となり、収納率の向上につながるよう取組を強化する。	
特別徴収嘱託員の活用	滞納者の状況にあったきめ細かな対応を行えるよう、特別徴収嘱託員に替え、納付相談員を配置した。	△	↗	第二期の取組の効果を検証し、さらなる徴収体制の強化を図る。	
効果的な催告の実施		-	新規	滞納者の状況により、催告書の文面を変更するなど、滞納者の納付への意識を高め、収納につなげる取組みを行います。	
徴収担当職員のスキルアップ		-	新規	市民税や収納に対する知識の豊富な滞納整理指導員を雇用し、区職員への指導・相談機能の強化を図るほか、研修も実施。	
資格の適正化	ねんきんネットを活用した資格喪失手続を実施したが、居所不明者の実態調査や資格喪失手続は余り進まなかった。	○	↗	居所不明者の実態調査に納付相談員を積極的に活用し、資格の適正化を図る。	

<第2期の進捗・効果> 「◎」予定通り実施し、効果も得られた。（目標設定のあるものは目標達成可能となったもの）
 「○」予定通り実施し、一定の効果も得られた
 「△」予定通り実施したが、期待されたほどの効果が得られなかった

<第3期の方向性> 「↗」…拡充 「→」…引き続き継続 「新規」…第2期に位置づけのなかったもの

<歳出の抑制>

第2期計画 (H27～H29)		第2期の進捗・効果	第3期の方向性(案)	第3期計画 (H30～)	
ジェネリック医薬品の利用促進					
利用状況の分析	・文書によるアンケートの実施 ・電話での聞き取り調査の実施	○	→	効果的な啓発を行うため、必要に応じて、適宜、利用状況の分析を実施する。	
効果的な啓発	・差額通知の発送（回数増） ・啓発用ポスター作成等 ・ジェネリック希望シール配布（薬剤師会と連携した薬局での配布、区役所等の窓口配布、医療助成受給券への同封）	○	↗	アンケートや調査結果等を分析し、関係団体等の意見も踏まえて今後の効果的な利用促進方法を検討する。	
レセプト点検の強化					
調査の徹底	・歯科の内容点検の全件点検の実施やはり・きゅう、柔道整復に対する点検の実施などレセプト点検を強化してきた。 ・第三者行為の賠償請求に係る調査を行い、返還請求を実施した。	○	→	引き続き、徹底したレセプト点検を行う。	
医療費適正化のための保健事業の充実（特定健康診査・特定保健指導等）					
特定健康診査の効果的な啓発	・特定健康診査の未受診者に対して電話勧奨を行った。また、29年度は、受診勧奨について、民間事業者からの企画提案を受け、最も効果的・効率的な勧奨策を実施。 ・年度途中の国保加入者に対し早期に受診案内を配付 ・健康に対する意識づけと継続受診のため、過去の受診結果を通知した。	○	↗	効果検証をしながら、引き続き、特定健診の受診率向上のための、効果的な受診勧奨を検討し、実施する。	
特定保健指導の受診支援	・受診記録票と問診票の書式を見直すなどした。平成28年度に電話勧奨を実施するほか、保健指導の実施機関に民間事業者を加えた。 ・特定保健指導の委託先を民間事業者に拡大し、電話や電子メールを活用した指導等を取り入れた。	△	↗	効果検証をしながら、引き続き、特定保健指導の利用率向上のための効果的な取組を検討し、実施する。	
外部機関との連携	自治会や大学等との連携（健診事業の啓発や共同研究等）	○	→	受診率向上に向け、各種団体との連携は今後も継続する。	
疾病予防・重症化予防	医療機関受診の要否に関わらず生活習慣病等のリスクが高い特定健診未受診者に対し、保健師が訪問指導する等の生活習慣病の重症化を防ぐ取組を行った。	○	↗	現在、モデル事業で実施している糖尿病性腎症重症化予防事業の本格実施を検討する。	
重複受診者等への保健指導	重複受診者及び頻回受診者を保健師等が訪問し、適正受診へ導き医療費の適正化を図った。	○	→	重複受診者及び頻回受診者を保健師等が訪問し、適正受診へ導き医療費の適正化を図る取組を継続した。	
データを活用した保健事業の実施	健診データやレセプトデータを総合的に分析し、データヘルズ計画を策定することにより、健康課題の明確化及びそれを踏まえた保健事業を実施した。	○	→	引き続き、今後の受診勧奨や保健指導に活用していく。	